

## 「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱」の改正趣旨

### 1. 改正理由及び内容

令和3年3月31日付け厚生労働省発子0331第10号「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付について」の一部改正により下記事項が定められたため、貸付事業実施要綱を一部改正する。

児童扶養手当の支給を受けているものであって、「母子・父子自立支援プログラム」の策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組むものの住居費支援として、12ヶ月の範囲内で月額上限4万円まで貸付ができる「住宅支援資金」の制度が創設された。

### 2. 施行期日

令和3年8月23日